

飲食店等からの騒音について

飲食店等からのカラオケや楽器、拍手や酔客の声などの音に対する苦情の申し立てが増えていきます。特に夜間の場合は近隣住民の休息や睡眠の時間帯と重なるうえ、周囲が静かになることから、よりうるさく感じてしまい、問題となる場合があります。

○飲食店等の音について

店舗からの音漏れの状況について、ご確認ください。

- ・ 出入口、窓、換気扇からの音漏れについて
- ・ スピーカーの音量について
- ・ 天井、壁、床の防音効果について

○防音対策の例

- ①窓……塞ぐ、二重窓にする
- ②壁、天井、床……防音材の使用
- ③換気扇……消音型、防音カバー設置
- ④スピーカー……音量を絞る、位置・向きを変える
- ⑤出入口……二重構造、閉める、隙間を詰める
- ⑥店外……大声を出さない

○夜11時以降の音響機器等の使用禁止

飲食店など(商業地域・工業地域以外)では、**午後11時から翌日の午前6時まで**の間、カラオケ装置、拡声装置、楽器、その他音響機器等の使用ができません。ただし、防音措置によって外部に音が漏れない場合は、この制限を受けません。

※『兵庫県環境の保全と創造に関する条例(第63条)及び、同規則(第19条)』

○音量の規制

下表の地域に応じた、規制基準を遵守してください。

区域区分	用途地域	昼間	朝・夕	夜間
		8時～18時	6時～8時／18時～22時	22時～6時
第1種区域	第1種、第2種低層住居専用地域	50	45	40
第2種区域	第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居、準住居、市街化調整区域	60	50	45
第3種区域	近隣商業、商業、準工業地域	65	60	50
第4種区域	工業地域	70	70	60

※『兵庫県環境の保全と創造に関する条例(第34条)』

単位: dB(デシベル)

○命令・罰則

飲食店の営業者が、条例に定められている音響機器の使用制限に違反し、市からの命令に従わないときは、20万円以下の罰金が課せられることがあります。また、騒音規制法に定められている音量制限や営業制限に違反し、市からの命令に従わないときも、罰則の適用があります。

※『兵庫県環境の保全と創造に関する条例(第63条第2項及び第163条(4))』

快適な生活環境の確保のためにご協力をお願いします。

【連絡先】 加古川市環境部環境政策課 電話(079)427-9200